

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、日本国とドイツ連邦共和国の間に存在する相互の信頼に基づく友好関係に鑑み、国際連合憲章の目的及び原則を再確認し、

両締約国政府のニーズと利益を考慮しつつ、平等及び相互主義の原則に基づく防衛装備品及び技術の分野における一層緊密な協力を通じて相互の関係を強化するとの希望に促され、

両締約国政府の間の防衛装備品及び技術に係る共同研究、共同開発及び共同生産その他安全保障及び防衛協力の強化のための事業（以下「共同事業」という。）を促進するため、防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件が定められる必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

- (1) 各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、(2)の規定に従って決定される共同事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。
- (2) 共同事業は、両締約国政府により、商業的採算又は両国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

- (1) 前条(2)の規定に従って決定される共同事業のために移転される防衛装備品及び技術を決定する機関として合同委員会を設置する。

- (2) 合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

ドイツ側委員部は、次の者で構成する。

連邦国防省の一の代表者

連邦外務省の一の代表者

連邦経済エネルギー省の一の代表者

(3) 移転される防衛装備品及び技術を決定するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

(4) この協定を実施するため、共同事業のために移転される防衛装備品及び技術並びに移転の詳細な条件を含む細目取極が両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。ドイツ連邦共和国政府の権限のある当局は、国防省、外務省及び経済エネルギー省とする。

第三条

(1) 各締約国政府は、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに前条(4)の規定に従い行われる細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用する。いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のために転

用してはならない。

- (2) いずれの一方の締約国政府も、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、当該防衛装備品及び技術を移転した他方の締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、その関係する職員以外の者又は他の政府に移転してはならない。この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術並びに移転される防衛技術から生ずる防衛装備品（その全部若しくは一部であるか又は他に組み込まれているかを問わない。）の一次的又は恒久的な再輸出については、当該他方の締約国政府の書面による事前の同意を必要とする。

- (3) この協定に基づく共同事業の結果開発され、又は生産された防衛装備品及び技術の製造又は使用のためのいずれの締約国政府による許可の付与も、両締約国政府の書面による相互の同意を条件とする。

第四条

各締約国政府は、この協定に基づく共同事業に関連する知的財産権が自国の関係法令並びに日本国及びドイツ連邦共和国の双方が当事国である関連する国際協定に従って適切かつ効果的に保護されることを確保する。

第五条

- (1) 各締約国政府は、自国の関係法令に従い、この協定の下で取得した情報を保護するための全ての必要な予防措置をとる。

- (2) 情報の保護のための秘密保持の措置の詳細は、両締約国政府の間の別個の協定で取り扱う。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、両国の関係法令及び予算に従って実施される。

第七条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第八条

- (1) この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- (2) この協定は、両締約国政府間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、署名の日に効力を生ずる。

- (3) この協定は、五年間効力を有し、その後は、毎年自動的に延長される。
- (4) (3)の規定にかかわらず、各締約国政府は、六箇月前に他方の締約国政府に対して外交上の経路を通じて書面による通告を与えることにより、いつでもこの協定を終了させることができる。
- (5) この協定の終了の後においても、第三条から第五条まで及び前条の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年七月十七日にベルリンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作成した。日本語の本文及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために